



**健康増進施設「ホロルの湯」
休館日のお知らせ**

日頃より、健康増進施設ホロルの湯をご利用いただきありがとうございます。この度、指定管理者制度導入に伴い、清算業務及び引継ぎ業務並びに新体制への準備期間として、2月27日から3月31日までの約1ヶ月間、誠に勝手ながら休館とさせていただきます。

問合せ ホロルの湯
029-1288-1775

**平成17年度城里町公民館
合同ステージ発表会**

公民館講座等で学んできた成果を発表して頂く場です。ぜひ、皆様お誘い合わせの上ご来場ください。

日 時 2月26日(日)
午前9時～午後4時
場 所 コミュニティセン
ター城里ホール
出演団体 町内各公民館講座及び
自主講座受講者等出演予定
発表内容 歌・踊り・楽器演奏
その他

問合せ 常北公民館 029-1288-5575、株台公民館 029-1288-12220、七会公民館 0296-188-13210

あなたの犬・ねこが、ご近所から好かれるために！

飼主は、回りに危害や迷惑をかけない、心くばりとしつけが大切です。ご近所の方すべてが、犬・ねこの好きな方とは限りません。そんな方々からも理解の得られるよう、責任をもって飼いましょう。

犬を放し飼いにしないで！

放し飼いの犬に住民の方が咬まれる事故が起きています。飼主が他人に加えた損害は飼主の責任です。必ず、オリまたは、つないで飼いましょ。また、散歩のときも、引き綱は必ずつけましょ。犬の登録と狂犬病注射は飼主の義務です！

『鑑札・注射済票』は迷子札

になりますので、必ず首輪などに装着ましょ。排泄のしつけをましょ！

散歩中、『ふん』をしたときは、必ず持ち帰りましょ。命ある犬・ねこを捨てないで！子犬、子猫は里親を探ましょ。飼主の責任で避妊・去勢手術を受けましょ。

鳴き声・悪臭にご用心！
むだ吠えしないようにしつけましょ。飼っている場所を清潔に心がけましょ。

犬・ねこにエサだけ与えている人へ！
飼うなら責任をもつて、他人への迷惑をかけないよう正しく飼いましょ。無責任な飼いは、犬・ねこを不幸にしてまいます。

問合せ 町民課 内線113
桂支所住民福祉課 029-1288-12211
七会支所住民福祉課 0296-188-13111

不動産を公売します

日 時 3月8日(水)
午後1時30分～2時
場 所 水戸合同庁舎2階
公売不動産 所在：城里町大字下坏字中道前／地番：①3867番、②3821番／地目：①田、②畑／地積：①1531㎡、②

892㎡／見積価額：840000円

※農地につき「買受適格証明書」が必要となります
※中止になる場合があります
詳しい問合せ 水戸県税事務所 収税第一課
029-1221-6605

食料品消費モニター募集

業務内容 ①アンケートの回答 ②研修会等への出席 ③意見・要望等の報告
募集人員 県内で23名
任 期 依頼日～平成19年3月31日

応募資格 ①20歳以上 ②国、地方公共団体の議員又は職員以外 ③他の食生活モニター予定なし

謝 金 謝礼あり(金額未定)
応募期限 2月28日(火)
応募方法 往復はがき又はメールで郵便番号、住所、氏名、年齢(4月1日時点)、性別、職業、電話番号、簡単な応募動機を記載し送付

応募先・問合せ 茨城農政事務所 消費生活課 消費経済係 〒310-0061 水戸市北見町1-9
029-1221-2185
☐monitor_house@kant.o.naff.go.jp

県政モニター募集

活動の内容 ①県政について自由な意見や提案の提出 ②アンケート調査への協力 ③モニター会議への出席(年2回) ④施設見学会への参加(年1回)

任 期 2年間
(平成18年委嘱の日～平成20年3月末日まで)

応募資格 ①県内在住の20歳以上の方 ②公務員、地方公共団体の議会の議員でない方 ③国・市町村のモニター及びインターネットモニターと兼務にならない方 ④過去5年間に県政モニターを経験していない方

応募方法 「県政モニター募用紙」に所定事項を記入し、郵送・FAX・メール・電子申請のいずれかで応募してください(応募用紙は、県のホームページからもダウンロードできます)

締切り 2月28日(火)

応募先・問合せ 茨城県広報広聴課 県政モニター担当宛 〒310-0855 水戸市笠原町978-16
029-1301-12123
029-1301-12168
☐koho2@pref.ibarak.lg.jp